



SSKS 療育ねっとわーく川崎

2024年8月21日発行
No. 267 (4000部)
認定NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 佐藤 紀喜



報酬改定で具体的に何が変わったのでしょうか?

A. 中学3年生、卒業後の進路が気になってくる頃ですね。

卒業後は「生活介護」をお考えでしょうか。

「生活介護」とは、障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの中の介護給付の中で、日中活動に位置付けられているものです。

「総合支援法」では、利用できるサービスが、障害の状況によって、細かく区分されています。18歳になると、区分認定調査(3年ごとに再調査)が行われますが、生活介護は、この区分認定の3以上の方、50歳以上は2以上の方が利用できるものです。

受けられる支援内容は「常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事介護を行うとともに、創作的活動

Q. 支援学校に通う中3の男児の母です。

最近、先輩方から報酬改定があり生活介護の時間が長くなった等の話を聞くようになりました。来年度から高等部、あつという間に就労です。

「障がい児の子育て支援ハンドブック」無料配布

「障がい児の子育て支援ハンドブック改訂版」発行から、3年が経ちました。さらにたくさんの方にお届けするため、希望の方にお譲りすることになりました。

ご家族はもちろん、支援者の方もどうぞ。 Rondまで取りに来ていただくか、送料実費にてお送りします。



◆子育て支援ハンドブックとは・・・

川崎市の制度変更や、障がい児を取り巻くさまざまな環境の変化による、新たな「情報不足」が生まれています。子育てに悩む保護者が、より適切な「相談」や「支援」につながるよう、さまざまな情報を掲載しました。支援者にも必要な情報満載です。

全96ページで、川崎市の支援体制をイラストや写真で分かりやすく解説。児童発達支援や訪問型サポートといった事業内容をはじめ、療育センターや特別支援学校等関係機関の役割紹介をしています。

【問い合わせはこちらまで】

・療育ねっとわーく川崎 〒214-0014 多摩区登戸 2981 044-930-0160 担当 谷・小塚

生産的活動の機会を提供することになっていきます。

ご質問の生活介護の時間が長くなったのは、以下の理由によると思われるからです。

生活介護の介護報酬は、利用時間に関係なく、基本は日単位で報酬が決まられています。(4時間以下の減額あり)

今回の報酬改定では、日単位ではなく、利用時間3時間以上から、1時間ごとに報酬の単位が設定されました。利用時間が長くなるほど、報酬が上がります。前年度までと同じ利用時間では、介護報酬が大幅に減額になるため、利用時間を伸ばす事業所も出てきています。(医療的ケアが必要な方や盲ろうつの方などへの配慮あり)

時間の面では、延長支援加算が設定され、9時間以上から、12時間以上を超える場合まで、時間ごとに加算が決められています。

他の改定としては、定員の設定が変

りました。

利用定員規模ごとの基本報酬の設定・利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくするために、また小規模事業所の運営をしやすくするため、定員を10人ごとに設定。重症心身障害児者対応の多機能型事業所の場合は、5名以下の定員も可能になりました。

この他、医療的ケアの方への支援に焦点が当たっています。

- ・ 医療的ケアが必要な方への対応として、看護職員の配置人数を評価。
- ・ 医療的ケアが必要な方又は重症心身障害者に対して、入浴支援を提供した場合の加算。
- ・ 医療的ケア・喀痰吸引等が必要な方に対して、登録した事業所において、必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合の加算。

など、医療的ケア児の学校卒業後の成人施設への移行を見据えた支援が、具体的に提示されています。

療育ねっとわーく川崎 Cafe POP! 無人・無料のフリーマーケット

土曜日のCafe POP!お店の前で、
“無人・無料のフリーマーケット”を開いています。

品物をお持ちくださる方は、事前に下記まで、ご連絡ください。いっぺんにたくさんではなく、少しずつがありがたいです。

ご自由に必要なものをお持ち帰りください

不要になった子供服、おもちゃ、絵本などありましたら、Cafe POP!までお持ちください

“Cafe POP!”とは、療育ねっとわーく川崎が運営するカフェです。障害のある人とその家族が地域で生き生きと豊かに暮らせるように活動しています。障害のある人もない人もどなたでも一緒に楽しく過ごせる場所になりたいと考えています。TEL:044-930-0160

向ヶ丘遊園遊園駅：徒歩3分
登戸駅：徒歩10分

今月号の目次

- 1 こななときどうするの.....1
- 2 レポート「通学支援について」.....2
- 3 障害福祉等サービス報酬改定とは.....3
- 4 子育て支援ハンドブック無料配布.....4
- 5 医療的ケア交流会・療育ねるほ報告.....5
- 6 総会報告・表彰式の報告.....6
- 7 研修報告.....7
- 8 聖子の人生バラダイス.....8

(本誌5・6・7・8面は会員のみに郵送)



令和6年度 障害福祉等サービス報酬改定と内容の一部・ 重度障害者の入院時コミュニケーション支援

紀さんの制度情報

◆障害福祉等サービス報酬改定とは

私達が福祉サービスを利用するため、サービス事業所に支払われる報酬単価や、サービス内容について定期的な見直しを行うものです。（これに伴い制度の変更も付随される場合があります。）

この障害福祉等サービス報酬改定内容を作成するために、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」という場において、約一年間内容の検討が行われます。

今回の改定の一部ですが、重度訪問介護で入院時にコミュニケーション支援が必要な方の対象が広がりました。このように利用対象が広がる（関係団体がヒアリング時に要望していることが大きいと思われる。）ものもあれば、利用要件が細くなったりしている所もあります。

※令和6年度障害福祉等サービス報酬改定の概要より 基本的な考え方の一部

○障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年5月から18回にわたって議論を行い、この間49の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。

○昨年末の令和6年度予算の編成過程において、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とし、**障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参加が増加する中でサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。**

利用している側には、なかなか理解しづらい事柄かとは思いますが、日々の生活で「もっとこうなればいいのにな」とか、ヘルパーさん不足問題等は利用する側の当事者が声をあげていく必要があると思います。

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】
・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者

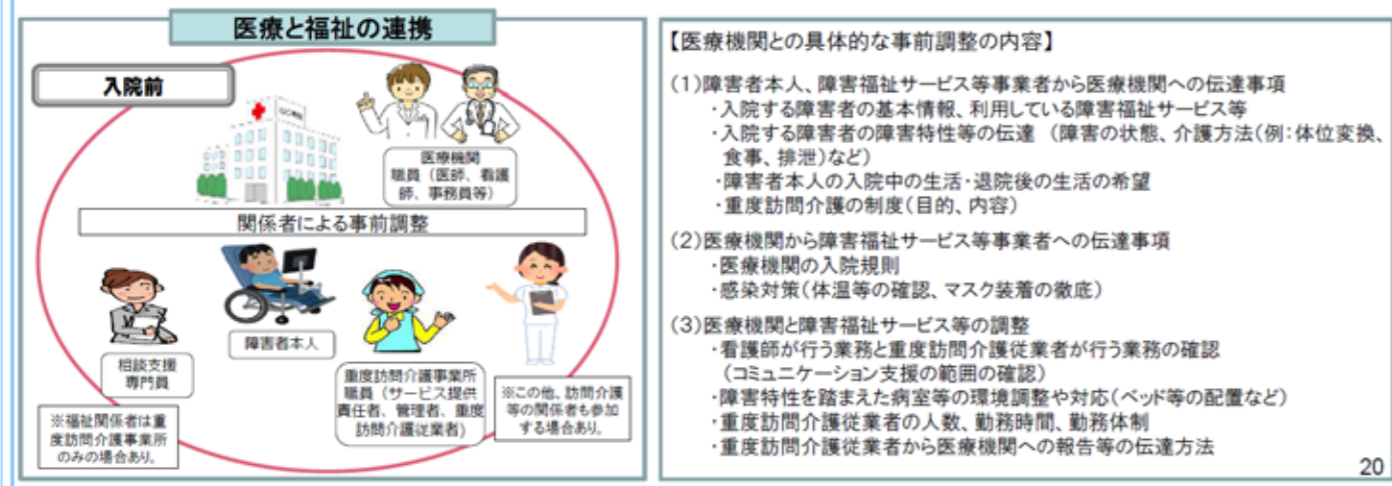
【見直し後】
・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）



レポート～「豊かな地域療育を考える連絡会 ミニ学習会」～

通学支援について（講師：NPO法人 わになろう会 新井靖子さん）

7月11日高津市民館にて”豊かな地域療育を考える連絡会”で「通学支援について」のミニ学習会がありました。通学支援についてどんな制度なのか、現状はどうか、新井さんから詳しく説明をして頂きました。

どんな制度？

地方自治体による「地域生活支援事業」の中にある移動支援のひとつ。移動支援事業とは大きく分けて3つ。

- ①移動支援（社会生活上必要不可欠な外出、余暇・社会参加のための外出）
- ②通学通所支援（学校や施設に通うための支援）
- ③ふれあいガイド企画型（川崎市独自の制度・市が指定した事業者主体の非営利イベントに参加するための支援）

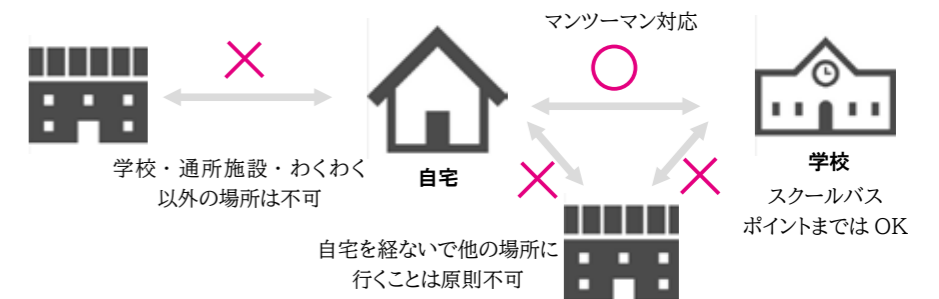
対象となる方は？

市内在住の障害支援区分1以上の方。障害児（原則、学齢期以上）

※グループホームの利用者も可。重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括支援の対象となる方及び介護保健サービスの対象となる方は、そちらのサービスが優先。（国のサービスが優先。不足している方は市の制度を利用）

利用方法

※ご家庭の事情により原則は変わる
のでまずは相談。



支給量・費用

- ・支給基準：支給量が46回（1日2回まで利用可）
 - ・原則10%負担（月額上限額が10,000円を超える場合は10,000円を負担限度とする）
- ※生活保護法による被保護者、市民税非課税者は無料

◆問合せ先：各区地域みまもり支援センター（高齢・障害課）
各地区健康福祉ステーション（高齢・障害担当）

【事業所】の現状・問題点

- ・通学支援を行う事業所が少ない。
 - ・事業所もギリギリの対応で支援をしている。
- 人手、利用者の特性、多様性、近隣のスタッフ確保 etc..

【保護者】がやっておいた方がよいこと

- ・日頃から関係機関と情報共有しておく（事情をわかってもらう）
- ・療育センターを卒業する前など、通学が困難とわかった時から早めに対応する。

- ・支援者を養成する事で制度を広げていく。
- ・NPO法人わになろう会主催の（川崎市補助事業）「川崎市障害児・者移動支援事業等従事者（サポーター）養成研修講座」もあります。地域での支援活動に関心がある方は1日研修を受けられてみてはいかがでしょうか。



《感想》通学の次は通所。特に朝は人手不足、ヘルパーの高齢化等で支援者が見つけにくい話を聞きます。早めの対応、日頃から情報収集、あとは帰りだけでもバスポイントから通学支援、居宅介護、移動支援を組み合わせ、卒後の余暇に繋がるような社会活動の幅を広げてみるなどその方に合った使い方が出来るのではないかと感じました。改めて勉強できる機会を頂きありがとうございました。

豊かな地域療育を考える
連絡会のホームページ

